

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年11月11日

京都市長 門川 大作

京都市規則第40号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第13条住宅室の款すまいまちづくり課の項第11号を同項第16号とし、同項第10号の次に次の5号を加える。

- (11) 土地区画整理事業の施行に関する事。ただし、建設局の所管に属するものを除く。
- (12) 工事の設計、施行、監督及び軽易な検査に関する事。
- (13) 工事用材料等の現場検収に関する事。
- (14) 土地区画整理審議会に関する事。
- (15) 土地区画整理事業評価員に関する事。

第14条都市整備部の款市街地整備課の項第7号中「及び南部区画整理事務所」を「、南部区画整理事務所及び都市計画局」に改め、同項第10号に次のただし書を加える。

ただし、都市計画局の所管に属するものを除く。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)